

事 務 連 絡  
平成13年2月22日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

指定居宅サービス事業所、指定居宅介護支援事業所及び介護保  
険施設の指定等に関する規則（参考例）の一部改正について

医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）の施行に伴う介護保険関係法令の一部改正については、別途通知しているところであるが、これに伴い、標記規則（参考例）（平成11年7月16日付け厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室長事務連絡）の一部を別添のとおり改正し、平成13年3月1日から適用するので、御了知の上、事業者等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、指定申請にあたっては、当分の間、改正前の規則（参考例）により取り扱って差し支えないこととするのでその旨御留意願いたい。

【改正点】

以下の様式中、「療養型病床群」を「療養病床」に改めたもの。

- ・ 第1号様式付表9（短期入所療養介護）
- ・ 同様式付表16-1（介護療養型医療施設（病院））
- ・ 同様式付表16-2（介護療養型医療施設（診療所））
- ・ 同様式付表別添（指定（許可）申請に係る添付書類一覧）（介護療養型医療施設）
- ・ 第9号様式
- ・ 指定（許可）申請に係る添付書類一覧（チェック用）